

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第1回) 議事要旨
2. 日時	平成25年1月21日(月)午後2時00分～午後3時10分
3. 議案	○今後の検討の進め方等について
4. 主な内容	<p>I. 事務局説明</p> <p>議事に先立ち、本ワーキング・グループ(以下「本WG」という。)の委員の紹介が行われた後、事務局より、本WG設置の趣旨等について、大要以下のとおり説明が行われた。</p> <p>1. 本WGの設置の趣旨について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど最近の事案を踏まえるとともに、併せて証券界の信頼性向上を図る観点から、再発防止及び信頼性向上に向けた方策について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、本WGを設置した。 <p>2. 本WGにおける検討事項について</p> <p>(1) 倫理観・責任感を向上させるための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集(仮称)」の作成等 ② 会員における倫理コードの遵守状況の開示 <p>(2) 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取組み ② 会員の主要株主及び大株主を公表する取組み ③ 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等 <p>(3) 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財務諸表外部監査等の懲遡等 ② 自己資本規制比率外部監査の懲遡等 <p>3. 最近の登録取消会社の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧客分別金信託を不正に流用している状況、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況、業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況など、証券会社の財務状況の悪化等を背景とした登録取消事案が散見される状況にある。 ● このような形で登録取消となる証券会社の特徴としては、(i) 商号変更や親会社・主要株主や代表者の変更が頻繁に行われているような状況が見られること、(ii) 計上すべき負債を簿外処理したり、存在しない預金をあるかのように計上するといった不正な経理処理によって純財産額や自己資本規制比率を偽って報告している状況が見られることが挙げられる。

4. 証券界の信頼性向上のための取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画について

- 平成24年9月に、会員に対して、具体的な方策（案）に関するアンケート調査を実施した。いずれの方策（案）についても、会員からは賛否両論があったところであるが、その中から、11項目を、今後検討する方策として選定し、同年11月に、自主規制会議において検討計画として取りまとめている（検討計画は、資料1参照。）。
- 同検討計画のうち、2つの項目（会員に関する情報受付窓口の設置、役員等に対する貸付け等に関する報告）については、本年1月中に実施することとし、上記2の検討課題として掲げられている7項目について、本WGにおける検討事項とされている。その他は、別途、本WG以外の会議体で検討を行うこととされている。

5. 信頼性向上のための具体的な方策について（案）

- 本WGにおける検討事項とされている7項目についての事務局タタキ台を提示している。今後、本タタキ台を参考としながら、具体的な方策について、実行可能性の面なども含めた検討を行うこととしたい（事務局タタキ台は、資料2参照。）。

6. 検討スケジュール

- 本年5月までに、計5回の会合を開催し検討を進め、論点整理の取りまとめを行うこととしたい。

II. フリーディスカッション

事務局説明後、検討課題や今後の検討の進め方等について、委員より、大要以下のような発言があった。

（以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言）

（全般的なご意見）

- 本WGにおいては、業界全体のあるべき姿に対する意見を込めた、前向きな施策を検討することとしたい。
- 信頼性向上のための施策の推進にあたっては、自主規制規則のみを検討するのではなく、規則の遵守状況の監査、そして、ルールに違反した場合の制裁などトータルで信頼性が向上する施策について検討することが必要である。

（最近の登録取消会社の状況について）

- 現在の登録制から免許制に戻したほうがよいのではないかと、そうしないとまた不適切な業者が参入し、登録取消しに至るような事件を起こしてしまうのではないかと。
- 一部の不適切な業者が不祥事を起こす度に、業界全体の信頼性が崩されている

る。不適切な業者を参入させないため、登録制のあり方を見直すべきではないか。

- 不適切な業者は参入段階での排除が必要である。従前のような免許制への移行を検討した方がよいのではないか。
- 不祥事を起こす経営者は、従来から証券会社の経営を行っていた者が多いのか。
⇒ 必ずしもそうではなく、他業界から参入する者が比較的多いようである。
- 書類上の主要株主や経営者の変動のみを並び立てるだけでは意味がなく、例えば、反社会的勢力との繋がりが隠れている場合もある。会員の実態を見極める必要があると思う。

(会員向けのアンケートについて)

- 回答があった会員は140社(会員全体:約260社)であるため、業界の意見を全て反映している訳ではないと思う。特に、地方の会員の中には、アンケートの実施自体を知らなかった代表者もいると聞いている。
- どの回答も賛成意見が大半であったが、条件付きの賛成が多い。単純に多数決で意見を決するのは早計であろう。
- 回答を上場・非上場会社別に分けると趣旨が違ってくるのではないか。大手証券では既に対応している施策が多い。アンケート結果を改めて精査してはどうか。
- 本アンケートは倫理観などの根本的な意識を問うものであり、コストがかかるとしても、否定的な回答は書けない。アンケート結果は回答者の意図が必ずしも反映されている訳ではないと思う。全ての施策を実行するのは厳しい。

(証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画について)

- 本計画は、日証協が抱えている問題が集約されていると思う。コストの問題上、全ての施策を実施するのは困難であると思うが、3つの柱(①倫理観・責任感を向上させるための取組み、②投資家・消費者からの信頼性向上のための施策の推進及び③顧客分別金信託の不正流用を防止するための方策)の中で、会員の合意が得られる施策を検討して実施していただきたい。その検討において、学ぶ姿勢が重要であると思う。
- 「信頼性向上」とは誰に対するものなのか。中小リテール証券の立場からは、業界で不祥事が起こったとしても、自社の顧客との信頼関係は変わらない。既存顧客に対して情報発信を行っても、業界全体の信頼性向上には必ずしも繋がらないと思う。
- 倫理観向上の問題は、経営者と営業担当とを区別して考えるべきではないか。今回の事例は、財務諸表の改ざん等、一部の経営者によって引き起こされたものであり、大半の営業担当は顧客との信頼関係を守るため、法令を遵守している。経営者の不祥事によって、営業担当や他の証券会社の信頼を疑われるのは

堪らない。投資者保護基金や分別管理、自己資本規制などの制度は、その趣旨を示すことで顧客から信頼を得てきたと思う。信頼性向上の方策を策定するにあたっては、従来の制度との関係やそのあり方を踏まえ検討する必要がある。

□ 本WGの検討結果によっては、ディスクロージャー誌の公表等が義務付けられるのか。

⇒ コストがかかる施策については、規則による義務付けの前に、まず懲憑（各社の取組みを促す）することから対応していきたいと考えている。

□ 「懲憑」では再発防止の実効性に欠けるのではないか。不祥事によって規制ばかりが強化され、信頼性向上に繋がらない現状では、大手証券とは一線を画す別の自主規制機関を作るべきだという話しにもなってくるのではないか。

□ 本WGの検討テーマは非常に抽象的すぎる。信頼性や倫理観の向上というのは、人間性の問題である。現在でも、役員や営業担当に対する教育は行っているが、さらに「倫理とは何か」といったことを教えるのは難しい。また、証券会社の業態が多様化している中、画一的に規制することは難しいのではないか。

□ 中小証券において、規制強化に伴うコストの負担感は年々増している。システム対応ができない、コスト負担に耐えられない業者が淘汰されているように思える。そのような施策を進めるべきではない。

□ 日証協や取引所、金融庁など、様々な機関から規制を受けており、報告などの負担が増している。コストを意識した規制のあり方を検討すべき。

(信頼性向上のための具体的な方策(案)について)

□ 中小証券といっても会社の規模は様々である。常々思うのは、大手証券の不祥事によって、それを規制するルールが制定され、弱小な中小証券が割を食っている部分がある。事務局が示された施策はコストがかかりすぎるのではないか。また、あらゆる情報をディスクローズすればよいという訳ではなく、大手と中小が同じ方法で公表すると、かえって投資家を誤解させる可能性もあるのではないか。

□ 事務局案のような施策を実施しても、再度不祥事を起こす会員は出てくるのではないか。

□ 大株主・主要株主をウェブサイトへ公表するにあたっては、開示義務が課されていない非上場会社に対しても懲憑するのか。また、大株主・主要株主の個人情報の取扱いについても検討する必要がある。

(ディスクロージャー誌の日証協ウェブサイトへの掲載状況について)

□ 日証協のウェブサイトへの掲載について、24年3月期より純粹に掲載を取止めた会員が15社あるとのことであったが、その理由は何か。

⇒ 掲載取止めの理由については、個別にヒアリングを行っていない。可能な範囲で確認し、次回の会合で報告する。

以 上

5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）